

《令和3年度》 国民健康保険税計算式

国民健康保険税は、医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の3つの税額の合計額です。それぞれの税額には課税限度額があり、限度額を超えた場合は、課税限度額が税額となります。それぞれの税額は、所得割・資産割・均等割・平等割の4つの税率・税額をもとに計算します。

所得割	医療分	【総所得金額等－（最大430,000円）】 ×	8.25 %	
	支援金分	【総所得金額等－（最大430,000円）】 ×	3.50 %	
	介護分	【総所得金額等－（最大430,000円）】 ×	2.30 %	
※ 国民健康保険加入者ごとに計算します。所得割の計算には、所得から差引く所得控除（扶養控除や生命保険料控除など）はありません。				
※合計所得金額が2,400万円を超える場合は3段階で逡減します。2,400万円以下は、43万円です。 (2,400万円超～2,450万円以下 29万円、2,450万円超～2,500万円以下 15万円、2,500万円超 0円)				
※退職所得は所得割に含まれません。ただし、退職金を年金という形で受け取る場合は、雑所得に含まれます。				
※分離課税の土地建物等の譲渡所得等は、総所得金額等に含まれます。ただし、特別控除がある場合は特別控除後の金額が総所得金額等に含まれます。				
資産割	医療分	固定資産税額 ×	24.50 %	
	支援金分	固定資産税額 ×	8.50 %	
	介護分	固定資産税額 ×	7.50 %	
※ 当該年度の固定資産税額の内、土地および家屋にかかる部分の金額				
均等割	医療分	国民健康保険加入者数 ×	23,300 円	
	支援金分	国民健康保険加入者数 ×	9,100 円	
	介護分	国民健康保険加入者数 ×	8,300 円	
平等割 (特定世帯・ 特定継続世帯 以外)	医療分	1世帯につき	18,000 円	
	支援金分	1世帯につき	7,000 円	
	介護分	1世帯につき	4,600 円	
平等割 (特定世帯)	医療分	1世帯につき	9,000 円	
	支援金分	1世帯につき	3,500 円	
	介護分	1世帯につき	4,600 円	
平等割 (特定継続世帯)	医療分	1世帯につき	13,500 円	
	支援金分	1世帯につき	5,250 円	
	介護分	1世帯につき	4,600 円	
課税限度額	医療分	630,000 円	※国民健康保険税 上限額	
	支援金分	190,000 円		990,000 円
	介護分	170,000 円		

※医療分、支援金分については、国保加入者全員が対象。介護分については加入者のうち40歳から64歳の方に課税されます。

※「特定世帯」とは国保から後期高齢者医療制度へ移行した人がいる為、国保の加入者が1人になった世帯をいいます。

※「特定継続世帯」は、特定世帯として5年間を経過した後も世帯状況が継続されている世帯をいい、3年間軽減します。